

下松市放課後児童クラブ入所条件

(1) 入所条件

以下の条件を全て満たす必要があります。

- ① 下松市内在住で小学校に就学している児童(1～6年生)であること。
※4年生までの受入れ制限あり(公集及び久保小学校区)
- ② 「(2)入所基準」のいずれかに該当すること。
- ③ 保護者が放課後児童クラブ入所に係る同意書を熟読し、署名押印すること。

(2) 入所基準

内 容	入 所 基 準	証 明 書 類 等
労 働	以下の条件を全て満たす場合 ①原則、 <u>週3日以上又は月12日以上(通常)</u> 就労等により家庭での保育ができない。 ② <u>保護者の帰宅時間(通常)</u> ・1～3年生:午後2時以降(原則) ※1年生は4月中に限り柔軟に対応 ・4～6年生:午後3時以降(原則) ※夜間勤務は、勤務終了時間に通勤時間と8時間(睡眠時間)を加えた時間が 午後2時又は午後3時以降となる。 ③ <u>長期休業期間(春休み・夏休み・冬休み)</u> 原則、 <u>1日概ね4時間以上、月12日以上</u> 家庭での保育ができない。 ④ <u>土曜日に勤務等がない方は、土曜日の利用不可(原則)</u> (ただし、やむを得ない事情で勤務になった等の場合は除く)	勤務証明書(児童の家用) ※自営業・内職は、勤務証明書と確定申告書控え等の証明ができる書類
	⑤同居する親族(4月1日時点の年齢が65歳未満(学生は除く))が、家庭において保育ができないと認められる児童	保育ができないと認められる理由書添付 (任意様式)
病 気 等	保護者の病気、負傷、心身に障がいがあることで、学校下校後、児童の育成にあたる者がいない。	申立書(児童の家用) 傷病等の証明書 障害者手帳の写し
妊 娠・出 産	保護者が妊娠・出産による一時的な入院等で、学校下校後、児童の育成にあたる者がいない。 ※原則、 <u>出産予定月とその前後2か月</u>	申立書(児童の家用) 母子手帳の写し ※保護者名、出産予定日が分かるもの
介 護・看 護 時	家族に長期にわたる疾病又は心身に障がいのある者がおり、保護者が常時介護・看護に従事しているため、学校下校後、児童の育成にあたる者がいない。	申立書(児童の家用) 傷病等の証明書 障害者手帳の写し
就 学 職 業 訓 練	以下の条件を全て満たす場合 ①保護者が、就学又は職業訓練を受けており、学校下校後、家庭での保育ができない。 ②受講状況が、 <u>毎月12日以上</u> である。	① 在学証明書 受講証明書 ② 受講時間、在学期間が確認できる資料
災 害	火災、風水害などにより児童の居宅を失い又は、破損した場合に、その復旧のため、学校下校後、児童の育成にあたる者がいない。	り災証明書
社会的養護	虐待やDVのおそれがあり、児童相談所又は子育て支援課が必要とみとめる児童	児童相談所又は家庭児童相談室の意見
そ の 他	家庭で育成できない <u>特別な事由</u> があること。	子育て支援課に相談

(3) 利用制限

利用期間	継続して1か月以上の利用が必要な場合。 ※春休み・冬休みを除く
利用制限	① 感染症疾患等の病気にかかり、他の児童に感染するおそれがあると認めるとき。(条例) ② 管理上支障があると認めるとき。(条例) ③ 身の回りのことが、(概ね)一人ではできないとき。 ④ 保育料(おやつ代等を含む)の滞納があるとき。